

日本脳炎の予防接種を受けるために

光市健康増進課

○対象者及び保護者の方へ：必ずお読みください

◆日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。6～16 日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年 6 月から 10 月まで続きますが、この間に、地域によっては約 80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

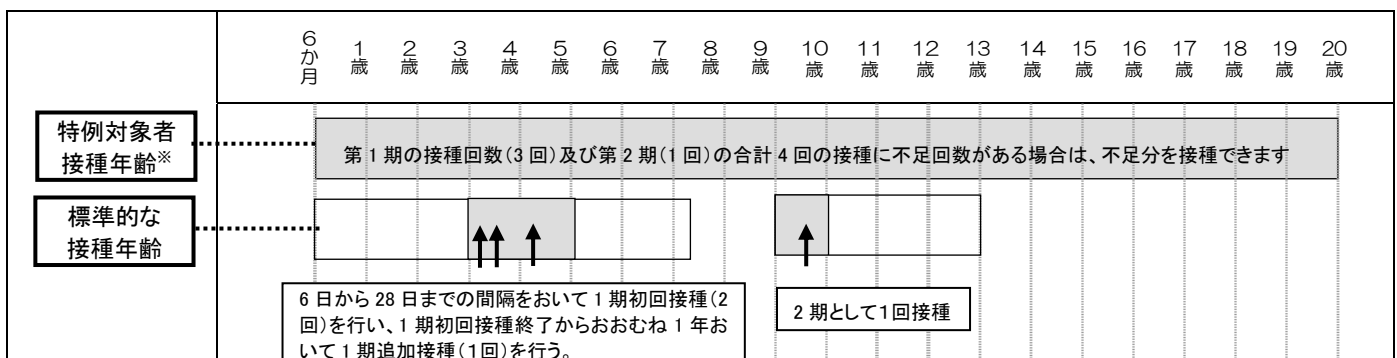
感染者のうち 100～1,000 人に 1 人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約 20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

◆乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。このワクチンは平成21年6月2日以降、定期の第1期予防接種のみ使用可能とされてきましたが、平成22年8月27日以降は第2期の予防接種にも使用可能となりました。

なお、過去に使用されていたマウス脳由来の日本脳炎ワクチンは、既に流通しておらず、定期接種にも用いられておりません。

〔接種時期〕



※平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した人(特例対象者:平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた人)で、1 期・2 期の接種が終わっていない人は、20 歳未満までの間、接種を受けることができます。ただし、2 期接種は 9 歳以上になります。

〔副反応〕

現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、本剤の臨床試験において、生後 6 月以上 90 月未満の小児 123 例中 49 例(39.8%)に副反応が認められ、その主なものは発熱(18.7%)、咳嗽(11.4%)、鼻漏(9.8%)、注射部位紅斑(8.9%)であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。

なお、日本脳炎ワクチン以外でも接種後に ADEM(急性散在性脳脊髄炎)が発症する場合があります。また、海外では乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン以外の他の細胞培養ワクチン接種後にも ADEM 発症例が報告されています。

※ADEM(急性散在性脳脊髄炎)

一般にウイルス感染後、あるいは、極めてまれにですが、ワクチン接種後に発症すると考えられる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常数日から数週間程度で、発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状が出ます。ステロイド剤などの治療により、多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が 10%程度あるといわれています。

◆接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調のよい日に行なうことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

1. 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)がある場合
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
3. 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある場合
4. 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
5. 現在、妊娠している場合
6. その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、予防接種を受けるにあたっては、必ず母子健康手帳で接種状況を確認のうえ、医療機関に母子健康手帳及び予防接種の記録(小学生以上)をご持参ください。

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. 予防接種を受けた後30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。
2. 接種後、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
4. 接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
5. 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。その場合には、健康増進課へも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

1. 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
2. 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
3. ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
4. 定期の期間を過ぎた予防接種、また、規定の回数を超えた予防接種は、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一(医療費・医療手当・葬祭料については同程度)となっています。※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

【予防接種の対象となっている13歳以上のお子様をお持ちの保護者の方へ】

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した人(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者)で13歳以上20歳未満の人への日本脳炎の予防接種については、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合には、予診票の両面に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。(当日は署名等の必要事項を記入した予診票を必ず持参させてください。)

予診票に署名するにあたっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や光市健康増進課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

問合せ先 光市健康増進課 (0833)74-3007